

(保 128)

令和 2 年 7 月 3 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う

令和 2 年度の指導・監査等について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が 5 月 25 日に全国的に解除されましたが、その後、新規感染者の報告数は徐々に増加し、直近では全国で 1 日当たり 100 人を超える状況が続いております。

現時点で、この状況が終息する予測がたっておらず、さらには、現在、第 2 波に備えて全国的な医療提供体制の整備が求められている時期でもあります。

このような状況下における、今年度の指導、監査、適時調査につきまして、厚生労働省当局と相談した結果、以下のような対応を原則とすることといたしましたので、ご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況は地域によって異なりますことから、様々な取扱いにつきましては、都道府県医師会と厚生局で相談を行い、あくまでも合意した上で対応いただくこととしております。

また、感染拡大により、今年度は当初の指導実施計画が達成できないのは当然でありますので、実施する場合は優先すべきものから行ったり、指導時間の短縮等を考慮することとしており、対象患者数を減らすなど柔軟な対応も可能とさせております。さらに実施する場合の具体的な感染対策についても確認の上問題があれば厚生局にご指摘くださいますようお願いいたします。

繰り返しになりますが、本件は厚生局との相談・協議が大前提であり、指導方法などについて一方的な報告のような形となった場合、日本医師会までご一報ください。

これまで再三主張してまいりましたが、指導は数値目標を設定して、件数を消化するものではなく、あくまでも適正な保険請求を促す教育的なものです。このような状況で強制的に実施されるような性格のものではありませんので、地域の感染状況や医療機関の状況等に十分配慮し、慎重にご検討いただきたく何卒よろしくお願いいたします。

#### (1) 指定時、更新時および保険医等集団指導

実施するが、資料を配付した場合も実施したものとみなす。

- ◇ 一定の場所に集まって開催することは感染の危険があるため、実施すべきではありません。しかし、感染状況は地域によって異なるため、一律に開催しないとはしておりません。
- ◇ 集団指導を実施せず資料配付により実施に代える場合、例えば新規指定医療機関の場合、新規個別指導まで指導機会がなくなってしまうことから、今年度は資料配付のみとなりますが、希望があれば来年度の集団指導に出席できる運用としております。

#### (2) 集団的個別指導

中止する。

#### (3) 個別指導

実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。

- ◇ 高点数による個別指導よりも新規個別指導や情報提供による個別指導など優先されるべきものがあると考えます。優先の考え方も地域によって異なりますので、厚生局と相談ください。

#### (4) 監査

実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。

#### (5) 適時調査

中止する。ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う指導・監査等の取扱いについて

(令和2年7月2日 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室 事務連絡)

事務連絡  
令和2年7月2日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う  
指導・監査等の取扱いについて

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国解除されたところですが、依然、収束したとは言えない状況であることから、令和2年度の指導監査等につきまして は、下記によることとしましたので 適切に対応していただくようお願いします。

記

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。  
なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。  
また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。
  - (1) 指定時、更新時及び保険医等集団指導  
実施するが、資料を配付した場合も 実施したものとみなす。
  - (2) 集団的個別指導  
中止する。
  - (3) 個別指導  
実施する。  
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
  - (4) 監査  
実施する。  
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
  - (5) 適時調査  
中止する。  
ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況 から 今年度の計画未達成が見込まれるが、やむを得ない。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。